

令和8年度 保護観察官の採用案内

1 保護観察官の職務の内容、身分、給与

(職務) 地方更生保護委員会又は保護観察所において保護観察官として勤務します。

保護観察官は、医学、心理学、教育学、社会学その他の更生保護に関する専門的知識を活かし、「更生保護法」(平成19年法律第88号)その他の関係法令に基づき、保護観察、その他更生保護及び犯罪の予防に関する業務に従事します。

(身分) 身分は、一般職の国家公務員です。国家公務員は、国家公務員共済組合に加入し傷病に際して給付等が受けられるほか、厚生年金制度の適用等の制度が整備されています。

(給与) 行政職俸給表(一)が適用されます。俸給月額(基本給に相当)は、採用者の経験年数と同程度の経験年数を有する職員が受けている俸給月額を参考にしつつ、採用者の経歴や能力等を考慮して決定されます。また、保護観察官には俸給の調整額が加算されます。

令和8年度は、行政職俸給表(一)2級の職員を募集します。

(参考:行政職(一)2級10号俸に認定された場合の俸給の月額は271,300円です(令和8年1月現在))

また、毎月の俸給のほか各種手当(期末・勤勉手当(ボーナス)、扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当等)が支給されます。

2 勤務時間・休暇等

(勤務時間) 原則として1日7時間45分・週休2日制で、年次休暇(年間20日)等の休暇制度があります。ただし、夜間勤務、休日勤務、宿日直勤務等の不規則勤務が命ぜられる場合があります。

(勤務地) 採用庁に勤務することとなります。異動は、原則として、東北地方更生保護委員会又は同地方更生保護委員会管内の保護観察所を中心に行われますが、昇任に応じて異動の範囲は広がり、管外異動の可能性もあります。

(昇任) 保護観察官として職務に従事した後、勤務成績に応じて、統括保護観察官、首席保護観察官、保護観察所長等に昇任する可能性があります。

(研修) 採用後の適当な時期に新任の保護観察官を対象とする研修を受講するほか、その後も保護観察官としての勤務経験や職務に応じた研修の機会があります。

3 採用案内

(採用予定) 青森保護観察所、盛岡保護観察所、仙台保護観察所及び福島保護観察所において、令和8年4月17日付けで各1名の採用を行う予定です。

(応募要件) 次の要件を満たすことが必要です。詳しくは応募先にお問い合わせください。

- (1) 犯罪者や非行少年の再犯防止と円滑な社会復帰に熱意と関心を有すること
- (2) 保護観察に関する業務において一定期間以上(※)の実務経験を有すること
- (3) 高校卒業以上の学歴を有すること

※ 最終学歴により、必要となる実務経験期間が異なります。

- ・大学卒業程度 5年以上
- ・高校卒業程度 9年以上

(選考方法) (1) 書類選考、(2) (書類選考の合格者に対する) 東北地方更生保護委員会における面接により選考を行います。

(応募手続・応募期間・面接日程・問い合わせ先等) 別紙「応募手続等」参照

応募手続等

1 応募用紙の請求先・応募先

東北地方更生保護委員会 (請求先、応募先)	〒980-0812 宮城県仙台市青葉区片平1-3-1 Tel (022) 221-3536
--------------------------	--

※ 郵便で応募用紙を請求する場合は、封筒の表に「保護観察官応募用紙請求」と書き、必要な切手（必要分）を貼った返信用封筒（返信のための宛先を明記すること）を同封し、上記の請求先である東北地方更生保護委員会宛てに送付してください。

2 申込方法

「保護観察官採用試験受験申込書」に必要事項を記入（「留意事項」、「記入例」をよく確認の上、御記入ください。）した上、必要書類（履歴書、志望理由書等）を添付し、上記の応募先である東北地方更生保護委員会へ、できるだけ郵送で提出してください。

なお、受験に際し、身体等に障害があるため特に何らか配慮を希望される方は、受験申込時にその旨を申し出てください。

3 応募期間

令和8年1月26日（月）から 同年2月25日（水）まで（郵送の場合、締切当日消印有効）

4 面接の会場・日程

会 場	日 程
採用面接	東北地方更生保護委員会 令和8年3月9日（月）

※ 書類選考合格者に対し、一次面接の会場、日程等を連絡します。

5 採用予定庁、採用予定期数、必要な実務経験年数

採用予定庁	採用予定期数	必要な実務経験年数
青森保護観察所 盛岡保護観察所 仙台保護観察所 福島保護観察所	令和8年4月17日付け 各1名	5年又は9年以上

※ 最終学歴や職歴の内容により、必要な実務経験年数が異なります。

6 選考の結果

個別に通知します。

7 応募ができない者

日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者（拘禁刑以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者、一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者）、平成11年改正の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）、又は採用予定期間までに国家公務員法第81条の6に定める年齢に達する者（令和8年度における定年年齢は62歳）は、応募することができません。